

社会福祉法人 恵和会 在宅複合施設 こまくさ野村
ヘルパーステーション こまくさ野村

訪問介護 重要事項説明書

1 ヘルパーステーションこまくさ野村の概要

(1) 事業所の名称、所在地等

事業所名	指定訪問介護事業所 ヘルパーステーションこまくさ野村
所在地	長野県塩尻市広丘野村 2146
指定事業所番号	2071500504
開設年月日	16年 7月 1日
連絡先	TEL 0263-51-1128
緊急時の連絡先	TEL 0263-51-1128 (24時間対応)
管理者連絡先 (氏名 原田恵智子)	TEL 0263-51-1128
営業日・営業時間	月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 年末年始 休業(12月30日～1月 3日) 盆 休業(8月13日～8月15日)
通常サービス提供実施地域 (交通費無料エリア)	長野県塩尻市、松本市芳川、寿、中山
事業の目的・運営方針	利用者のご自宅を訪問し食事、入浴、排泄などの身体介護 や調理、掃除などの生活援助を行いながら、利用者の生活 自立支援と生きがいの創出のお役に立つようサービスを提供 します

(2) 同事業所の職員体制

訪問介護員 2.5人以上

○訪問介護員は、介護福祉士または訪問介護員養成研修1～3級課程を修了したものです。

○介護福祉士は、身体上・精神上の障害により日常生活を営むのに支障がある人の介護を行い、また家族介護者等に介護に関する指導を行います。

(介護福祉士養成施設を卒業するか、介護福祉士国家試験に合格することが必要。)

○訪問介護員は、常に身分証明書を携帯していますので、必要な場合はいつでも提示を求めることができます。

2 サービス内容

常的金銭管理・財産管理・権利擁護等への対応

○当事業所は、利用者にサービスを提供する際に付随した常的金銭管理・財産管理については、家事援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の管理以外は、取扱いしません。

○利用者に常的金銭管理や財産管理の必要が生じた場合、また財産侵害や虐待等に対する利用者の権利擁護等の必要が生じた場合には、利用者のご希望も踏まえながら、適切な公的窓口等の第三者機関をご紹介します。

3 利用料金

- | | |
|---------------|------------|
| (1) 基本料金 | 【契約書別紙】とおり |
| (2) 交通費等 | 【契約書別紙】とおり |
| (3) キャンセル料 | 【契約書別紙】とおり |
| (4) その他のサービス料 | 【契約書別紙】とおり |
| (5) 利用の中止 | 【契約書別紙】とおり |
| (6) 基本料金の減免措置 | 国の定めのとおり |
| (7) 支払方法 | |

事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、翌月 15 日頃までに利用者に送付します。利用者は、現金又は口座引き落とし又は銀行振り込みでお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の 15 日（祝休日の場合は直後の平日）に、指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の 15 日頃郵送する請求書が届きましたら、請求書に記載の事業者が指定する口座にお振込みください。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の 15 日頃郵送する請求書が届きましたら、現金でお支払いください。

4 損害賠償

当事業所は以下の内容で損害賠償保険に加入しています。

当事業所が利用者に対して賠償すべきことが起こった場合は、誠実に対応するとともに、契約書本文第 12 条に基づき、当事業所は金銭等により賠償をいたします。

加入保険名	社会福祉施設総合損害補償
保険の内容	社会福祉施設の事故
賠償できる事項	・当事業所の訪問介護員が利用者の家財を壊してしまったときなど
当事業所の連絡担当者	(氏 名) 山岸 恵美 (連絡先) 0263-51-1128

5 プライバシーについて

○当事業所は、利用者にサービスを提供するうえで知り得た情報は、決して第三者に漏らすことはありません。契約終了後も同様です。

○サービス担当者会議などで利用者やそのご家族の情報を利用するには、利用者の同意

が必要となりますので、別に作成する同意書（「介護個人情報利用に係る同意書」）に
記名・押印いただくことになります。

6 ケアマネジャーや主治医（かかりつけ医）との連携

○当事業所は、サービスの提供にあたり、ご担当のケアマネジャーや主治医（かかりつけ医）との緊密な連携を図り、より良いサービスを提供いたします。

○また、利用者がケアプラン（居宅サービス計画）の変更を希望される場合は、速やかにご担当のケアマネジャーへ連絡し、調整いたします。

7 サービスの利用法

（１）サービス利用の申込み

電話等による

（２）サービス利用契約の終了

利用者が介護保険施設に入所（入院）した場合や自立（非該当）と認定された場合などは、契約は自動的に終了します。

利用者は、当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合などには、文書で通知を行い、直ちに契約を解約することができます。

当社が事業を休廃止する場合や、やむを得ない事情によりサービスの提供が困難になった場合に、契約を解約する場合があります（１か月前に文書でお知らせいたします）。

8 当事業所のサービスの特徴等

当事業所は、利用者により良いサービスを提供できるよう、提供する訪問介護（ホームヘルプサービス）の質の評価を行い、常にその改善を図るような取り組みを行っております。

項 目	取り組み内容
職員の研修・教育	・ ホームヘルパーの研修を年１回以上実施しています。
苦情対応体制の整備	・ 専用の苦情対応窓口を設置しています
衛生管理	・ 「マニュアル」を作成し、感染予防に努めています。
相談	・ 利用者や家族からの相談に応じています。
第三者評価の実施状況	なし

9 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合は、家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに必要に応じて速やかにかかりつけ医師や歯科医師に連絡をとる等の措置を講じます。緊急性の高い場合は救急車を呼ぶ等必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族又は緊急連絡先へ連絡するとともに必要な措置を講じます。

11 サービス内容に関する相談・苦情

①当事業所ご利用お客様相談・苦情担当

電話 0263-51-1128

(受付時間：月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分)

担当 山岸 恵美

②当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

塩尻市役所 介護保険課

電話 0263-52-0285 (直通)

0263-52-0280 (代表) 内線 2117～2120

松本市役所 高齢福祉課

電話 0263-34-3213

長野県国民健康保険団体連合会

電話 026-238-1550

026-238-1555

12 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：小嶋 秀裕

(2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知します。

(4) 虐待の防止のための指針を整備しています。

(5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13 身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることにより必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性…直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。

(2) 非代替性…身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ

ことを防止することができない場合に限りです。

- (3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

14 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
(2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
(3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
(4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
(4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
(5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人恵和会	在宅複合施設	こまくさ
代表者役職・氏名	理事長 原田恵智子		
所在地・電話番号	長野県塩尻市広丘野村 2146 0263-51-1128		
定款の目的に定めた事業	1 老人デイサービス（一般、認知症） 2 老人短期入所生活介護 3 認知症対応型共同生活介護 4 老人訪問介護 5 老人在宅介護支援事業（市委託） 6 老人居宅介護支援事業 7 診療所		
施設・拠点等	老人デイサービス	（一般1カ所、認知症1カ所）	
	老人短期入所生活介護		1カ所
	認知症対応型共同生活介護		1カ所
	老人訪問介護		1カ所
	在宅介護支援センター（市委託）		1カ所
	居宅介護支援		1カ所
	診療所		1カ所

訪問介護の提供開始によりあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項の説明を行ないました。

所在地 長野県塩尻市広丘野村 2146
 事業者名 社会福祉法人恵和会
 理事長 原田恵智子 印
 [在宅複合施設 こまくさ 訪問介護]
 (介護保険事業所番号 2071500504)
 説明者 山岸 恵美 印

利用者

住所
氏名 印

住所
氏名 印

**訪問型サービス
契約書別紙（兼重要事項説明書）**

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人恵和会
主たる事務所の所在地	〒399-0021 松本市寿豊丘749-3
代表者（職名・氏名）	理事長 原田 恵智子
設 立 年 月 日	平成15年8月6日
電 話 番 号	0263-51-1128

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ヘルパーステーションこまくさ野村	
サービスの種類	訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）	
事業所の所在地	〒399-0702 塩尻市広丘野村2146	
電 話 番 号	0263-51-1128	
指定年月日・事業所番号	平成16年7月1日指定	2071500504
管理者の氏名	原田 恵智子	
通常の事業の実施地域	塩尻市	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、 介護予防訪問介護相当サービス を提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他、関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要支援状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問型サービスは、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、サービスの内容により以下の通りになります。

生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 (例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など
------	--

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）及びお盆（8月13日から8月15日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで ただし、サービスの提供については、利用者の希望に応じて、相談の上、対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

訪問介護員	2.5人以上
-------	--------

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者（訪問責任者） の氏名	山岸 恵美
-------------------------	-------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、介護負担割合に応じた負担があります。 原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）の額です ※3割負担は平成30年8月施行

(1) 訪問型独自サービス（従来の基準によるサービス）

身体介護および生活援助	基本料金	利用料金 1割負担の場合
週1回の利用	11,760円/月	1,176円/月
週2回の利用	23,490円/月	2,349円/月
週2回を超える利用 (要支援2のみ)	37,270円/月	3,727円/月

(2) 加算

- ・初回加算（新規） ⇒ 200 単位/月
- ・生活機能向上加算 ⇒ （該当者のみ）100 単位/月
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ ⇒ 所定単位数×24.5%
- ・地域区分7級地 ⇒ 所定単位数×10.21 円

（注1） 上記の基本利用料は、塩尻市が定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

（注2） 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください

(3) 支払い方法

上記(1)及び(2)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の15日(祝休日の場合は直後の平日)に、指定する下記の口座より引き落とします。 銀行 支店 普通口座
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の15日頃郵送する請求書が届きましたら、請求書に記載の事業者が指定する口座にお振り込みください。
現金払い	サービスを利用した月の翌月の15日頃郵送する請求書が届きましたら、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び塩尻市等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 0263-51-1128 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	塩尻市介護保険課	電話番号 0263-52-0285
	長野県国民健康保険団体連合会	電話番号 026-238-1580

1 2. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者：小嶋 秀裕
- (2) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知します。
- (4) 虐待の防止のための指針を整備しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3. 身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げること留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性…直ちに身体的拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性…身体的拘束以外に、利用者または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 4. 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。
- (4) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 5. 衛生管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備しています。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

16. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
 - ①医療行為及び医療補助行為
 - ②各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
 - ③他の家族の方に対する食事の準備など
- (2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター（又は介護支援専門員）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地 塩尻市広丘野村2146

事業者（法人）名 社会福祉法人恵和会

代表者職・氏名 理事長 原田 恵智子 印

説明者職・氏名 サービス提供責任者 山岸 恵美 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名 印